有機溶剤健康診断(有機溶剤中毒予防規則第29条)

法令で定められた有機溶剤業務に従事する労働者に対しては、雇入れ時、当該業務への配置替え時およびその後6ヶ月以内ごとに1回、定期に、有機溶剤健康診断を実施しなければなりません。

必ず実施しなければならない項目(有機溶剤中毒予防規則第29条第2項、3項)

- ① 業務歴の調査
- ② 有機溶剤による健康障害の既往歴の調査
- ③ 有機溶剤による自覚症状および他覚症状(別表1)の既往歴の調査
- ④ 有機溶剤による自覚症状および他覚症状(別表1)と通常認められる症状の有無の検査 別表1
 - 1. 頭重 2. 頭痛 3. めまい 4. 悪心 5. 嘔吐 6. 食欲不振 7. 腹痛 8. 体重減少
 - 9. 心悸亢進 10. 不眠 11. 不安感 12. 焦燥感 13. 集中力の低下 14. 振戦
 - 15. 上気道又は眼の刺激症状 16. 皮膚又は粘膜の異常 17. 四肢末端部の疼痛
 - |18. 知覚異常 19. 握力減退 20. 膝蓋腱・アキレス腱反射異常 21. 視力低下 22. その他
- ⑤ 尿中の蛋白の有無の検査(既往の異常所見の有無の調査を含む)
- ⑥ 有機溶剤の種類に応じ実施する項目

有機溶剤の種類に応じ実施しなければならない項目

- ① 尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査(以下の表参照)
- ② 肝機能検査(GOT、GPT、γ —GTP)
- ③ 貧血検査(血色素量、赤血球数)
- ④ 眼底検査

代謝物の量の検査、肝機能検査、貧血検査、眼底検査を実施しなければならない有機溶剤

「「「「一」「「「「「「」」」」」、「「」」、「「」」、「「」」、「「」」、「					
有機溶剤の種類	検査項目				
	代謝物	肝機能	貧血	眼底	
キシレン、トルエン、ノルマルヘキサン					
1, 1, 1-トリクロルエタン					
N, N-ジメチルホルムアミド					
)			
オルトジクロルベンゼン、クレゾール、クロルベンゼン)			
1, 2-ジクロルエチレン、)			
エチレングリコールモノエチルエーテル、エチレングリ					
コールモノエチルエーテルアセテート、エチレングリ			0		
コールモノブチルエーテル、エチレングリコールモノメチ					
ルエーテル					
二硫化炭素				0	

※上記指定の有機溶剤が5%を超えて含有されている物質を製造または取り扱う場合にも検査が必要

尿中の代謝物の量の検査内容

対象物質名	検査内容	
キシレン	尿中メチル馬尿酸	
トルエン	尿中馬尿酸	
1, 1, 1-トリクロルエタン	尿中トリクロル酢酸または総三塩化物	
ノルマルヘキサン	尿中2,5−ヘキサンジオン	
N, N-ジメチルホルムアミド	尿中N−メチルホルムアミド	

医師が必要と判断した場合に実施しなければならない項目(有機溶剤中毒予防規則第29条第5項)

- ① 作業条件の調査
- ② 貧血検査(既往の異常所見の有無の調査を含む)
- ③ 肝機能検査(既往の異常所見の有無の調査を含む)
- ④ 腎機能検査(尿中の蛋白の有無の検査を除く) (既往の異常所見の有無の調査を含む)
- ⑤ 神経内科学的検査(既往の異常所見の有無の調査を含む)